

障害者自立支援法に基づく桜ヶ丘ヘルパーステーション（居宅介護・重度訪問介護）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人こーぶ福祉会が開設する桜ヶ丘ヘルパーステーション（以下「事業所」という）が行う指定障害福祉サービス事業の居宅介護及び重度訪問介護（以下「居宅介護」という）の適正な運営を確保する為に人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な居宅介護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 居宅介護の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な居宅介護の提供ができるよう努めるものとする。

3 居宅介護の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 前三項のほか、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」（平成18年厚生労働省令第58号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

虐待の防止に関する事項）

第3条 事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- （1）虐待の防止に関する責任者の選定。
- （2）成年後見制度の利用支援
- （3）苦情解決体制の整備
- （4）従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- （5）虐待防止のための対策を検討する委員会の設置等

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 こ〜ぷのお家 桜ヶ丘ヘルパーステーション
- (2) 所在地 仙台市青葉区桜ヶ丘2丁目20番地1号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている居宅介護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

サービス提供責任者は居宅介護計画を作成し、利用者等及び同居の家族にその内容を説明するほか、居宅介護員に対する技術指導等を行うとともに自らも居宅介護の提供にあたるものとする。

- (2) 訪問介護員

常勤3名以上

登録ヘルパー10名以上

訪問介護員は、居宅介護計画に基づき居宅介護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする

ただし、12月31日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前9時から午後6時00分までとする。

- (3) サービス提供日 12月31日から1月3日までを除く全日

- (4) サービス提供時間 午前6時から午後10時までとする。

(居宅介護の内容)

第7条 事業所で行う居宅介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画の作成

- (2) 身体介護に関する内容

ア 食事の介護

イ 排泄の介護

ウ 衣類着脱の介護

オ 身体の清拭、洗髪

カ その他必要な身体の介護

(3) 家事援助に関する内容

- ア 調理
- イ 衣類の洗濯、補修
- ウ 住居の掃除、整理整頓
- エ 生活必需品の買い物
- オ 関係機関との連絡
- カ その他必要な家事

(4) 日常生活支援に関する内容

日常生活全般に常時の支援を要する全身性障害者に対して、日常生活支援（身体介護、家事援助、見守り等の支援）を行う。

(5) 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜

(2) から (4) に付帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

(利用者から受領する費用の額等)

第 8 条

- 1 指定居宅介護を提供した際には、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費の額に 90 分の 100 を乗じて得た額の支払を受けるものとする。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を支給決定障害者等から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用した時は次の額を徴収するものとする。
事業所から 1 キロメートルにつき 30 円
- 4 第 3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。
- 5 第 1 項から第 3 項までの費用支払を受けた場合は、当該費用にかかる領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第 9 条 事業所は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に指定障害福祉サービス、身体障害者福祉法第 17 条の 10 第 1 項に規定する指定施設支援、又は知的障害者福祉法第 15 条の 11 第 1 項に規定する指定施設支援を受けた時は、当該支給決定障害者等が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額、身体障害者福祉法による指定施設支援に係る同法第 17 条の 10 第 2 項第 2 号に掲げる額（同法第 17 条の 13 の 2 の規定の適用がある場合にあつては、同法第 17 条の 10 第 2 項第 2 号に掲げる額を下回

る範囲内において市町村長が定めた額) 及び知的障害者福祉法による指定施設支援に係る同法第 15 条の 11 第 2 項第 2 号に掲げる額(同法第 15 条の 14 の 2 の規定の適用がある場合にあっては、同法第 15 条の 11 第 2 項第 2 号に掲げる額を下回る範囲内において市町村長が定めた額)の合計額(以下「利用者負担額等合計額」という。)を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、令第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は令第 21 条第 1 項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を越えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービス、身体障害者福祉法による指定施設支援及び知的障害者福祉法による指定施設支援の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者等に通知するものとする。

(通常の実業の実施地域)

第 10 条 通常の実業の実施地域は、仙台市 とする。

(緊急事態の対応)

第 11 条 現に居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、緊急時連絡票に基き速やかに家族、主治医又は医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

なお、事業所内に緊急時対応利用者名簿一覧を備えて置くこととし、月 1 度のメンテナンスをすることとする。

(苦情解決)

第 12 条 提供した居宅介護に関する利用者等並びにその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した居宅介護に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、また、法第 48 条第 1 項の規定により宮城県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等並びにその家族からの苦情に対して市町村、又は宮城県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 社会福祉法(昭和 26 年法律大 45 号)第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報の守秘義務に関する事項)

第 13 条

- 1 従業者は業務上知り得た利用者等又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者等又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業

者との雇用契約の内容とする。

- 3 事業所は他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。

(その他の運営に関する重要事項)

第14条 1 事業所は職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3. 事業所は、利用者等に対する居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護を提供した日から5年間保存するものとする。

4. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人こーぷ福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は2013年1月16日から施行する。

この規程は2014年5月1日から施行する。

この規程は2020年8月22日から施行する。

この規程は2024年11月9日から施行する（表題、虐待防止に関する事項の修正と提供する主たる対象者の削除）。